

## 様式 C-19

# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 6 月 7 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19320106

研究課題名（和文）対日戦争犯罪裁判の総合的研究

研究課題名（英文）The Study of International Military Tribunals for Japan.

### 研究代表者

栗屋 憲太郎 (AWAYA KENTARO)

立教大学・文学部・教授

研究者番号 90031369

研究成果の概要（和文）：第2次世界大戦において日独が行った数多くの残虐行為に対し、連合国はそれをどのように認識し、対処しようとしたのか。これまで個別分散化していた戦犯裁判研究を総合的に明らかにするため、大戦初期の連合国による戦争犯罪認識の形成過程から戦犯処罰方式の決定に至るまでの過程、さらに対日戦犯裁判政策の形成・実施・修正・終了のプロセスを全体的に明らかにすることを目指し、連合国による対日戦犯裁判政策に関する政策文書を収集・分析した。

研究成果の概要（英文）： This project reflects on how the Allied Countries formulated its views on the brutality committed by Japan and Germany in the Second World War, and how they adopted the practical measure. In particular, it shed lights on the process in which the Allied Countries elaborated their understanding of war crimes, settled the way of punishment, and administered the tribunals throughout, by systematic collection and examination of the political documents produced by the Allied Countries.

### 交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	5,700,000 円	1,710,000 円	7,410,000 円
2008年度	5,100,000 円	1,530,000 円	6,630,000 円
2009年度	3,000,000 円	900,000 円	3,900,000 円
年度			
年度			
総 計	13,800,000 円	4,140,000 円	17,940,000 円

研究分野：日本史

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本史、社会学、政治学、西洋史、東洋史、東京裁判、B C 級裁判、

### 1. 研究開始当初の背景

1980年代以降、欧米においてはニュルンベルク裁判研究が、日本においては東京裁判研究が進みはじめた。裁判資料の公開だけにと

どまらず、アメリカ並びにイギリスの関連する公文書の公開が進んだことによって、これまでわからなかつた裁判に至る過程と裁判の裏舞台の状況が明らかにされてきており、

資料に基づいた議論が可能になってきている。

一方、B C級戦犯裁判についてはイギリス、アメリカ、オーストラリアなどで資料の公開は進んでいるが、その研究はいまだ遅れているといわざるを得ない。しかしいずれにせよ二つのA級戦犯裁判とB C級戦犯裁判の双方をあわせて、第二次世界大戦後の戦犯裁判の全体像を明らかにしうる条件はかなり整ってきたと言えるだろう。

しかしながら既存の研究では、A級戦争犯罪（平和に対する罪）を扱った東京裁判とそれ以外のB C級（通例の戦争犯罪ならびに人道に対する罪）戦犯裁判という区分を自明の前提とした議論がなされているが、この区分そのものは決して自明のものではなかった。そもそも何が戦争犯罪かという問題自体が戦時中においても明確であったわけではなかったし、さらにそうした戦争犯罪を犯した者をいかに扱うのか、たとえば裁判にかけるのかどうか、裁判にかける場合、どのような法を根拠にどのような法廷で裁くのか、ということも決まっていたわけではない。ニュルンベルク裁判方式が決まったのは1945年8月のことであったし、東京裁判についてはもっと遅れた。B C級戦犯裁判についても実際に行われたようなかたちになるかどうか、必ずしも決まっていたわけではなかった。東京裁判においても、死刑になった被告は全員がB級について有罪になったものであり、B級の占める比重が極めて大きいことがようやく認識されはじめている。他方、B C級裁判においても、オーストラリアや中国などの裁判規定ではA級も扱えることとなっていた。またB C級裁判の一部は連合軍による国際法廷の形式をとっていた。したがってA級裁判とB C級裁判は別々ではなく、総合していく必要がある。

こうした背景を踏まえ本研究の研究課題を以下のように定めた。

(a) 従来の個別の戦犯裁判研究の限界を乗り越え、A級裁判（東京裁判）とB C級裁判をあわせて、連合国による対日戦犯裁判政策を総合的に解明する。

(b) これまでの研究で遅れている連合国による戦犯裁判政策の形成過程の資料を収集し、なぜあのような戦犯裁判の形態になったのかを解明する。

(c) 対日裁判を行った連合国は8カ国（中国の2つの政府を考慮すると9政府）、東京裁判に判事を出した連合国は11カ国であるが、それらの諸国の戦犯政策に対する政策文書を収集し、連合国全体の政策の変遷を解明する。とくにアメリカに偏っていた研究を是正し、連合国としての政策の全体像の解明を目指す。

(d) 裁判終了後の戦犯釈放問題についての

各国の文書を収集し、戦後の世界情勢の中でこの問題がどのように扱われたのかを解明する。この問題は研究の遅れている分野であり、東アジアの冷戦、戦犯の靖国神社合祀問題とも関係する今日的な論点である。

(e) 以上の点を通じて、全体として対日戦犯裁判の特徴を検討する。

## 2. 研究の目的

本研究では、第2次世界大戦がはじまり、日独による数多くの残虐行為が行われたのに対して、連合国がそれをどのように認識し、対処しようとしたのか、という大戦初期の議論から、戦争犯罪認識について議論する中で新たな認識を作り出し、具体的な戦犯処罰方式を決定していくプロセスを解明することからはじまり、日本に対していかなる戦犯裁判を実施したのか、その戦犯裁判政策の形成・実施・修正・終了のプロセスを全体として明らかにすることを目指す。

また戦犯裁判は、裁判終結で終わるものではなく、禁固刑に処せられている戦犯たちの扱い、すなわち仮釈放・減刑・釈放によって戦犯全員が釈放されるまでのプロセスの解明も重要な課題である。よって本研究は、こうした連合国による対日戦犯裁判政策の出発点から完全終結までの一連の政策文書を収集・分析し、従来の個別分散化していた戦犯裁判研究を総合することを目指している。

## 3. 研究の方法

研究の進め方として、栗屋、内海、永井の3名は2006年度より研究会を立ち上げ、2ヵ月に一度のペースで研究史整理や今後の資料調査について検討を重ねてきていた。

本研究においては、こうした検討内容を踏まえたうえで、林、伊香の両名が参加する形で同様のペースで研究会を開催し、資料収集の実績を踏まえた相互の研究報告を積み重ねていく方法をとった。

研究代表者および研究分担者は資料収集のためそれぞれ対日戦争犯罪裁判関係各国に赴き資料調査・収集を行い、分析にあたることとした。資料調査実施国とスケジュール、役割分担については次のように設定した。

### 平成19年度

#### 1) アメリカ（2週間）

米国立公文書館カレッジパーク館（メリーランド州）

：陸軍省、海軍省、国務省、陸軍法務総監部の文書の調査を行う。

#### 2) イギリス・オランダ（2週間）

英国立公文書館（ロンドン）、戦争博物館

：内閣、外務省、大法官、陸軍省等の文書の調査を行う

3) 台湾（1週間）  
国史館、外交部など  
：外交部、陸軍などの文書の調査を行う

4) フィリピン（1週間）  
国立公文書館  
：軍関係文書の調査を行う

平成 20 年度

1) アメリカ・カナダ（2週間）  
米国立公文書館、カナダ国立公文書館  
：両国の陸軍省、海軍省、国務省、陸軍法務監督部等の文書の調査を行う

2) イギリス・オランダ（2週間）  
英国立公文書館、戦争博物館  
：内閣、外務省、大法官、陸軍省等の文書の調査を行う

3) オーストラリア（1週間）  
豪国立公文書館キャンベラ館、メルボルン館  
：外務省、軍関係文書の調査を行う。

4) 中国（1週間）  
第 2 档案館などで戦犯裁判資料についての調査を行う

平成 21 年度

第 1 年度、第 2 年度における史料収集の成果を踏まえながら、上記の対象国の中で収集すべき資料が残っている国を選定し、更に調査を行う。

#### 4. 研究成果

第 1 年度は、研究計画に基づき東京裁判、BC 級裁判の一次資料を収集することを重点目的と定めた。

研究代表者の栗屋は、研究会において、研究分担者それぞれの問題関心を取りまとめ、調査先を選定した。栗屋は、中国とフィリピンで、戦犯裁判に関する重要資料をコピーした。また中国で東京裁判研究者の宋志勇（南開大学助教授）から、中国における東京裁判研究の最新研究動向を聴取した。またフィリピンでは、フィリピン国立史料館とマニラ大学図書館で資料収集にあたった。林博史は、アメリカ、イギリスの国立公文書館で、連合国戦争犯罪委員会（UNWCC）の大部の資料をデジタルカメラで撮影した。またフィリピンでは、BC 級裁判、特に山下裁判と本間雅晴の資料を収集した。永井均は、マニラで東京裁判と BC 級裁判における、フィリピン側の新資料を多く収集した。内海愛子は、オーストラリアに赴き、国立公文書館、戦争記念館において、BC 級裁判、主に泰緬鉄道に関する新資料を多く収集した。伊香俊哉は、林と

同じくアメリカ国立公文書館で戦争犯罪委員会の資料を収集しつつ、台湾に資料収集に行き、国史記念館の外交資料を検索し、その結果、東京裁判と BC 級裁判における、国民党政府の動向に関する資料を入手した。こうした成果を踏まえ、第 2 年度も引き続き対日戦犯裁判関係各国の資料収集に努めることを決定した。

第 2 年度も第 1 年度に引き続き、研究代表者・分担者がそれぞれ東京裁判及び BC 級戦争犯罪裁判の資料収集を重点目的と定めた。

研究代表者の栗屋は、ニュージーランド・オーストラリアに赴き、両国の対日戦犯裁判に関する史資料を調査・収集した。さらに、2008 年 11 月 10~12 日の日程で開催された“（東京裁判国際シンポジウム、於メルボルン大学・オーストラリア）において” Selecting Defendants at Tokyo Trial “（被告選定の経緯）と題して研究報告を行なった。林博史は、アメリカ・カナダ・イギリスの国立公文書館に収蔵されている連合国戦争犯罪委員会の対日戦争裁判関係の史資料を収集した。永井均は、第 1 年度に引き続き、フィリピンに赴き東京裁判・BC 級戦争犯罪裁判に関するフィリピン側の資料を発掘・収集に努めた。内海愛子は、インドネシア・マレーシアに赴き、捕虜収容所跡地と建物・記念碑・記念館を調査し、さらに台湾人戦犯の戦争裁判関係資料を収集しつつ、さらに関係者へのインタビュー・聞き取りを行なった。伊香俊哉は、中国に赴き、南京・上海における戦争被害・戦争犯罪の実態調査、さらに東京裁判・BC 級戦争犯罪裁判における、中国政府の動向に関する重要な資料を収集した。

第 2 年度における対日戦犯裁判（東京裁判・BC 級戦争犯罪裁判）重要資料の調査・収集によって、これまで所在・存在があきらかにされていなかった史資料を多く発見することができた。

こうした成果を踏まえ、第 3 年度もまた、海外資料の調査・収集を本科研の重要課題として改めて位置づけた。対日戦争犯罪裁判研究を総合的に深めていく上で、更なる資料収集が不可欠と判断されたためである。そのため、第 3 年度における研究課題として研究代表者・分担者がそれぞれ対日戦犯裁判に関する資料を更に収集することと定めた。

研究代表者の栗屋は、これまで収集した史資料の整理・分析を進めつつ、さらに韓国の対日戦犯裁判に対する動向をあきらかにするため、東京裁判に関する韓国の新聞を調査した。韓国在住の研究協力者の協力を得て、東京裁判を報じた新聞記事を収集し分析を進めた。栗屋は本科研における研究成果を踏まえたうえで、2010 年 3 月 29 日に開催された成均館大学現代史研究会（於成均館大学・

ソウル）において「東京裁判とは何か」と題する研究報告を行なった。林博史は、昨年度に引き続きアメリカ・イギリス、さらにニュージーランドの国立公文書館に収蔵されている連合国戦争犯罪委員会の対日戦争裁判関係の史資料を収集した。永井均は、第1、2年度に引き続き、東京裁判・B C級戦争犯罪裁判に関するフィリピン側の資料を発掘・収集をさらに進めた。内海愛子は、国立公文書館等でB C級戦争裁判関係—泰緬鉄道・従軍慰安婦の案件等—の資料収集にあたるとともに、スガモプリズンに収監されていた戦犯および関係者からの聞き取り・資料の収集を併せて行なった。伊香俊哉は、ロンドン国立公文書館に赴き、B C級裁判に関する同国の戦犯関係資料、さらに同裁判におけるイギリス政府の動向に関する公文書を収集し分析をすすめている。

本研究で収集した資料については、できるだけ多くの研究者、市民が活用できるように公開することを念頭におき、いくつかは資料集として出版することができた。これらの資料は日本国民の共有財産として貴重なものになるであろう。

これまで、東京裁判・B C級裁判を関係各国の資料に基づいて総合的に扱った研究はこれまでなされてこなかった。それはあまりにも資料が膨大であるため、一人の研究者では到底出来ない作業であったためである。しかしながら本科研において、対日戦犯裁判に関する一連の政策文書の収集に努めた結果、戦犯裁判を総合的に研究できる基礎的条件を整えることができたといえよう。

今後の課題は、収集された資料をいかに分析していくかである。本格的な分析作業は今後の課題とせざるを得なかつたが、東京裁判、B C級裁判をめぐる既存研究の多くが、日本側資料のみに依拠して議論されていたことを考えるならば、本科研によって、対日戦犯裁判を議論する際の基礎的な材料を整えた意義は決して小さくないといえる。

今後は具体的な資料に基づいた冷静な議論・研究が進展していくことが大いに期待される。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

### 〔雑誌論文〕(計 27 件)

①林 博史著「ナウルでのハンセン病患者の集団虐殺事件」(下)『戦争責任研究』65巻(日本の戦争責任資料センター、2009年9月) 66-76頁(査読有)

②林 博史著「ナウルでのハンセン病患者の集団虐殺事件」(上)『戦争責任研究』64巻(日

本の戦争責任資料センター、2009年6月) 41-49頁(査読有)。

③内海 愛子「東京裁判とBC級戦犯裁判」『部落解放』614増刊(解放出版社、2009年5月) 156~159頁。

④内海 愛子「スガモプリズンと戦犯たちの平和運動」『部落解放』614増刊(解放出版社、2009年5月) 160~163頁。

### 〔学会発表〕(計 12 件)

①栗屋 憲太郎「東京裁判とはなにか」成均館大学現代史研究会(韓国・ソウル)2010年3月29日 成均館大学。

②栗屋 憲太郎“Selecting the Defendants at Tokyo Trial”, Asia Pacific Center for Military Law Melbourne Law School. (2009年11月11日)。

③林 博史「沖縄戦と『集団自決』——日本の戦争の帰結としての沖縄戦」『希薄な戦争責任感—その問題点の検討』広島平和研究所プロジェクト研究報告会、2008年3月7日

### 〔図書〕(計 14 件)

①永井 均著、『フィリピンと対日戦犯裁判1945-1953年』(岩波書店、2010年)、1- 450頁。

②林 博史編集・解説、『連合国対日戦争犯罪政策資料 第II期 アメリカの戦争犯罪政策』(現代史料出版、2010年)、(全8巻、総2,720頁)。

③林 博史編集・解説、『連合国対日戦争犯罪政策資料 第1期 連合国戦争犯罪委員会』上(現代史料出版、2008年)。(第1巻~第8巻、総2880頁)。

④林 博史編集・解説、『連合国対日戦争犯罪政策資料 第1期 連合国戦争犯罪委員会』下(現代史料出版、2008年)、(第9巻~第15巻、総2660頁)。

⑤内海 愛子著、『キムはなぜ裁かれたのか 朝鮮人BC級戦犯の軌跡』(朝日新聞出版、2008年)、1-382頁。

⑥伊香 俊哉著、『満州事変から日中全面戦争へ』(吉川弘文館、2007年)、1-278頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

栗屋憲太郎 (AWAYA KENTARO)  
立教大学・文学部・教授

研究者番号：90031369

(2)研究分担者

伊香俊哉 (IKO TOSHIYA)  
都留文科大学・文学部・教授  
研究者番号：80347369

内海愛子 (UTSUMI AIKO)  
大阪経済大学・アジア太平洋研究センター・  
客員教授  
研究者番号：70203560

林博史 (HAYASHI HIROHUMI)  
関東学院大学・経済学部・教授  
研究者番号：80180975

永井均 (NAGAI HITOSHI)  
広島市立大学・広島平和研究所・講師  
研究者番号：40347620

(3)連携研究者

なし